



下水道使用料の見直し 新しい料金体系

下水道使用料の見直しについて皆様に必要な情報をご提供し、皆様に理解いただくための資料です。

本資料では見直しの背景、計画内容、影響、そして市民の皆様への負担についてわかりやすく説明します。



目次

1. はじめに(3ページ)

2. 下水道事業の現状と課題(5ページ)

3. 使用料見直し検討の過程・結果(14ページ)

4. 市民の皆様から意見・助言いただきたい内容(17ページ)

5. 今後のスケジュール(30ページ)

6. よくある質問(31ページ)

7. 終わりに(35ページ)

8. 資料編(36ページ)

1.はじめに

下水道は市民の暮らしに欠かせないインフラであり、適切な維持・管理が必要です。市では下水道事業の経営状況を踏まえ、最低限必要な使用料の見直しを検討しております。

市民にとって生活に欠かせない下水道使用料の見直しは、どうしても感情的に拒否反応を示したい案件ではあることは理解しています。

しかし、市長が優先施策として掲げる「豊かで心安らぐ生活を」＝“安心して働ける・住める環境づくり”のため、また子どもや若い世代に責任を先送りしないことを念頭に、建設的な意見を様々な世代・立場の市民の皆様から求めるため、多忙な方や若い世代が参加しにくい説明会形式ではなく、地域共創プラットフォームを活用して意見を募集するものです。

市としても市民の皆様が幸せに安心して暮らしていけるように市民生活の下支えをすることが重要なミッションであると認識しており、下水道使用料の引き上げはできるだけ避けたい案件ではございますが、「安心感のある豊かな生活環境づくり」のため、苦渋の判断で必要最小限度の使用料見直しを行う方向で検討を進めています。

下水道使用料の見直し内容

安定した下水道事業の継続を可能とする施設整備を、将来にわたって維持・更新・管理するため、財政シミュレーションを行いパブリックコメントを経て経営戦略を見直した結果、

令和9年(2027年)4月に下水道使用料を平均改定率約25%で増額する

見直し内容となりました。

《見直しの主な理由》

- **経費回収率100%超**(事業の独立採算性と持続可能性を示す重要な指標)を維持することで、地方財政法や地方公営企業法に定める独立採算制による経営を継続するため
- 流域下水道維持管理負担金(水再生センター汚水処理費用)の40.16%引き上げへの対応(日野市が東京都へ支払う負担金は約3億円の増加)のため
- 物価高騰、労務単価や金利の上昇等による収益的収支の状況悪化への対応のため(**労務費の適正な価格転嫁を行い、労働者の権利や生活を守り健全な労働環境を維持するため**)
- 自然災害対策・大規模事故を未然に防ぐ対策(予防保全)として、**耐用期間の迫る下水道施設を計画的に更新する下水道施設管理体制の維持のため**

2. 下水道事業の現状と課題

下水道事業の関係法令

(地方財政法・要約)

汚水(家庭・事業所・工場から出る排水)処理は
下水道使用料(私費)で負担する

- 下水道事業は独立採算制(汚水処理費は使用料収入で賄うこと)が原則
- 「雨水公費、汚水私費」の原則

原則的に市民が納めている税金は下水道事業の維持管理のための財源とはならない

(下水道法)

- 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる
- 使用料は、次の原則によつて定めなければならない
 - 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと

適切な経営をし、下水道使用料額は必要最小限にしなければならない

下水道使用料の負担は公平でなければならない

日野市の下水道事業(施設・経営)の現状①

【下水道使用料を維持するために、市では不斷の努力を重ねてきた】

平成16年(2004年)4月の下水道使用料の見直し以降は、経営努力を重ねて20年以上、消費税率変更による改定を除き、現行の使用料金額を維持してきた。

- ・ 職員人件費に関して、下水道事業に関わる職員定員が、**平成16年度(2004年度)は18人であったが令和8年度(2026年度)は10人**と人件費を削減している。令和7年度(2025年度)において、近隣市は八王子市37人、町田市90人、多摩市12人、稲城市9人となっている。(総務省:地方公共団体定員管理調査)
- ・ 下水道事業の企業債(市の借金)残高について、**平成16年度(2004年度)は約362億3,868万円**だったものが、**令和6年度(2024年度)末時点で約115億9028万円と約246億4,840万円の削減**を果たし、**将来世代への負担軽減につなげた**。※ピークは平成13年度(2001年度)の約364億円
- ・ 令和2年度(2020年度)より公営企業会計を導入して、外部からの経営の「見える化」を実現した。**経費回収率100%超を継続**するなど、透明性の高い財政運営を行っている。
- ・ 令和3年度(2021年度)末時点で保有する現金預金額が1億9,145万7,482円まで減少していたが、経営の効率化等により令和6年度(2024年度)末時点で11億6,523万8,355円まで増額し、経営の安定に大きく寄与している。**流動資産100%超も令和6年度に初めて達成した**。

経費回収率＝使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、100%以上であれば汚水処理に係る経費を全て使用料で賄えている状況を表している。経費回収率が100%未満ということは「赤字経営」ということ。

流動比率＝短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、一般的に100%を下回る場合は1年以内に現金化できる資産で1年以内に支払わなければならない負債を賄えていないことを表している。

日野市の下水道事業(施設・経営)の現状②

【使用料維持のために現在取り組んでいること】

- ・ 市民の皆様が公共下水道をいつでも安心して利用できるように、**耐用年数が迫った下水道施設に対する長寿命化対策は欠かせません**。市としては発生対応型ではなく**予防保全型の管理体制により市民の日常生活を守っていくため**、平成25年度(2013年度)に「日野市下水道事業長寿命化計画」、平成29年度(2017年度)にはその後継計画の「ストックマネジメント計画(10年計画)」を策定し、**費用の平準化・効率化を図りつつ、老朽化する前の下水道管の更新を計画的に実施している**。
- ・ 東京都に支払う污水処分費用を少なくするために(污水管から水再生センターに流入した水量に応じて処分費用を支払う)、雨水が污水管に侵入する(雨天時侵入水)量を減らすための対策を推進するための調査を令和4年度(2022年度)より実施している。令和7年度(2025年度)に対策計画を策定し、費用負担の軽減を図る。なお、雨天時侵入水の原因は、一般的に宅地での污水管への誤接続、学校プールや公園水飲み場の排水口への雨水の排水、污水配管への地下水の侵入というものが挙げられる。

【財政健全化のために現在取り組んでいること】

- ・ 一般会計(税金)から下水道事業への**繰出基準を見直して、下水道事業への一般会計繰入金を適正化し、下水道事業以外の分野(物価高騰対策、社会保障、福祉・健康、保育・子育て、教育、環境保全、産業、防災、道路、安全安心なまちづくり)に公費(市の税収等)がより多く回るように努めている**。
- ・ 平成22年度(2010年度)は一般会計からの繰入金は**20億9,116万8,000円**(平成16年度以降の最大額)だったものが、令和7年度(2025年度)は**7億3,839万円**と全国の類似団体(30自治体)並みの污水に係る事業費全体の9%程度としている。

(R7:支出全体(污水)46億5,808万円×**9.16%**÷4億2,672万円+雨水3億1,167万円=7億3,839万円)

日野市の下水道事業(施設・経営)の課題①

【課題】

- 近年、特にウクライナ紛争の影響で令和4年度(2022年度)以降の**資材価格や光熱水費、人件費(労務単価)高騰によって増加している下水道事業における費用負担(コスト増)**が下水道事業の健全経営における大きな課題となっている。
- 日本国内で震災や浸水などの自然災害が起こる中、**市民の安全と生活を守るため下水道施設に求められる安全基準は高くなっており**、下水道施設を適切に維持管理するための費用負担も増加傾向となっている。令和7年(2025年)1月の埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて、今後法改正などにより点検頻度や点検方法の変更が想定され、さらなる費用負担の増加が見込まれる。
- 使用料見直しの検討に至った一番の要因としては、**東京都より汚水処理コスト(動力費等)の増加及び利益剰余金の枯渇を理由として、汚水処分費用を現在の38.698円/㎥(税込)から54.241円/㎥へと40.16%の増額(=市町村に課す負担金の引き上げ)が都議会で承認されたことが大きい要因**。令和8年(2026年)4月以降は1㎥あたりの汚水処理原価が値上がりしており、使用料単価が現状のままと仮定すると経費回収率は令和8年度は予算ベースで100%未満となり、令和11年度には80.0%(国費補助対象要件を満たせず)というシミュレーション結果が出ています。つまり令和11年度には「赤字経営」+「国からの補助金が支給されない」となり、汚水の処理だけで利用者からいただいた使用料を使い果たし、下水道施設の更新にかけられる費用がかなり制限されることになります。

使用料単価＝年間の有収水量(汚水処理水量のうち下水道使用料徴収対象となる水量)1㎥あたりの下水道使用料収入であり、1㎥の汚水処理に対して徴収した料金(収益)を表している。**国では使用料単価(税抜)を経営努力(使用料の引き上げ他)により150円/㎥以上にして公費負担を減らすことを推奨している。日野市は令和6年度決算117.8円/㎥で南多摩5市で最も低い額となっている。**

汚水処理原価＝年間の有収水量1㎥あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。

下水道事業(施設・経営)の課題②

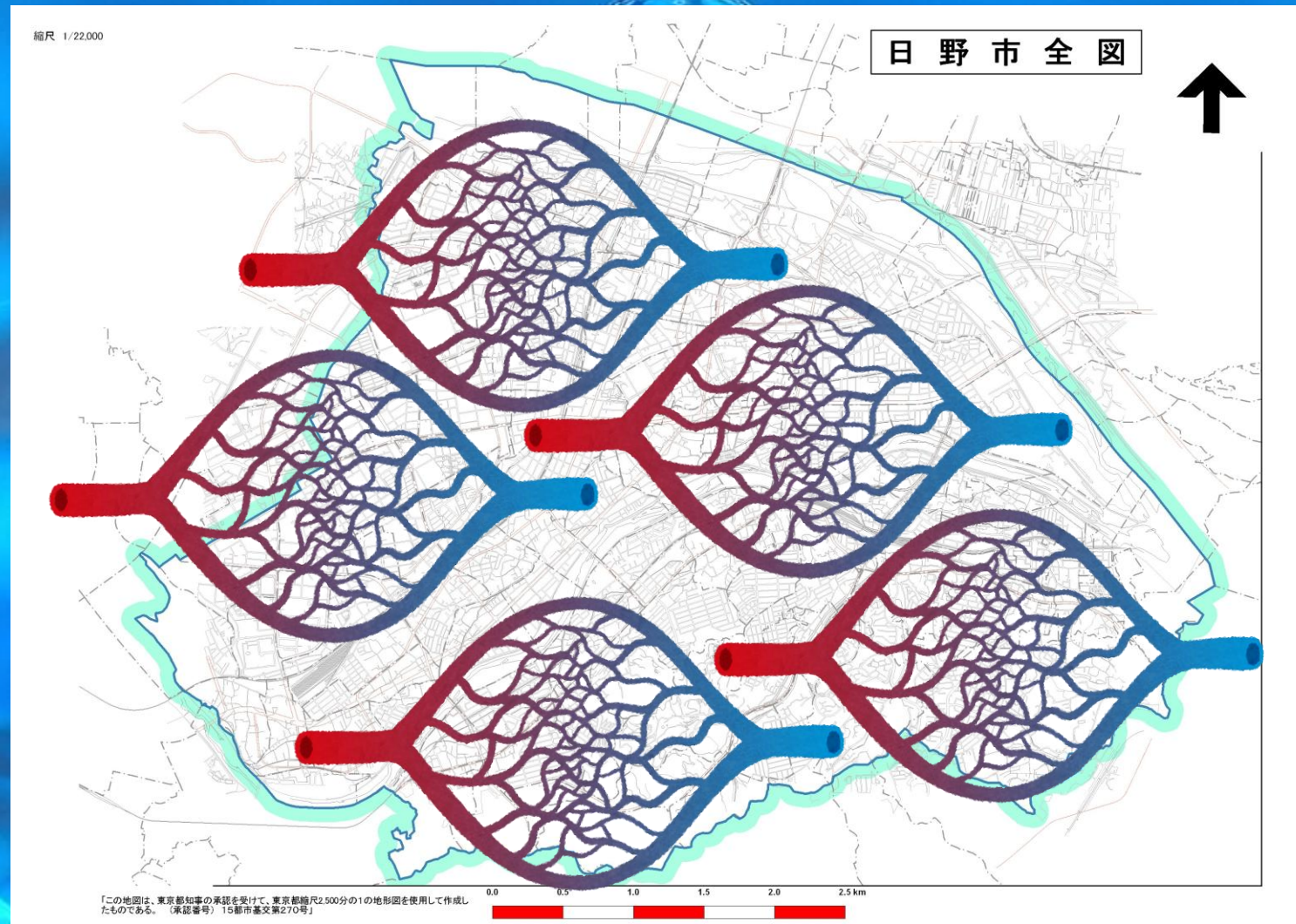
- 課題に対して経営面で何も対策を施さないと、ストックマネジメント計画に基づく下水道管の更新は困難となり、計画の下方修正を余儀なくされます。市と市民は耐用年数を経過した下水道施設を使い続けざるを得なくなり、**予防保全型の管理体制が崩壊して市民の安全な生活が脅かされる**ことになります。
- 例えば、現在は飲食店が多い地域の下水道管を定期的(半年ごと)に清掃していますが、それらの事業が費用面の問題で実施できなくなります。埼玉県八潮市の事故の際に120万人の人へ下水道の利用自粛が求められましたが、予防保全型から発生対応型の下水道管理となると、トラブルが発生する頻度も増加し、その都度市民の皆様に生活の不便を甘受してもらうことになります。
- 埼玉県八潮市での事故を受けた下水道管の点検に関する国土交通省の有識者会議の提言(令和7年(2025年)5月)でも、点検頻度や点検方法に関することに加え、住民から徴収する使用料の見直しにも言及があり(必要な更新投資を先送りすることがないよう使用料に資産維持費等を適切に反映、集中的な耐震化・老朽化対策等への重点的な財政支援)、点検等費用を安定的に賄うための適正な料金設定が必要とされています。

下水道事業(施設・経営)の課題③

- **下水道事業(汚水)は「受益者負担」が原則**のため、市民の皆様が納めている市民税等の税金(一般会計予算)で経営することは望ましくありません。現在は、費用の一部を一般会計から繰り入れているものの、下水道事業(汚水)は地方公営企業法の財務規程を適用しており、独立採算の経営が求められています。**一般会計予算は市民が安心して暮らせるために、物価高騰対策、社会保障、福祉・健康、保育・子育て、教育、環境保全、産業、防災、道路、安全安心なまちづくりに使われるべきであり、今を生き、未来の社会をつくっていく子どもや若者のためにこそ使われるべきです。**
- 地方公営企業年鑑のデータを活用した指標による評価(令和5年度)では、繰入金比率が**14.5%**で類似団体平均9.0%や全国平均14.3%より高く、(特に収益的収入分は17.6%で類似団体平均5.9%や全国平均12.4%より高い)、下水道事業が一般会計への負担とならないように**令和7年度と同程度の繰入金比率(9.16%)**を維持することが望ましい。
- なお、日野市下水道事業経営戦略においては、計画期間は10年間としていますが、50年先までシミュレーションを行い、平成初期の時期(30年~40年前)に一気に整備した下水道管路更新(およそ今から10年後以降)について将来世代だけに負担を先送りしないために現役世代と負担を分かち合うように期末資金残高をある程度確保し、将来の更新に備える計画としています。

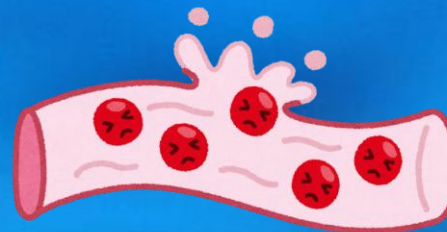
下水道事業を人に例えると…

人の血管のように市内には下水道管路が張り巡らされています。



予防保全型＝健康診断を受けて未然に大病にならないようにする

発生対応型＝異常が発生したらその都度対応する



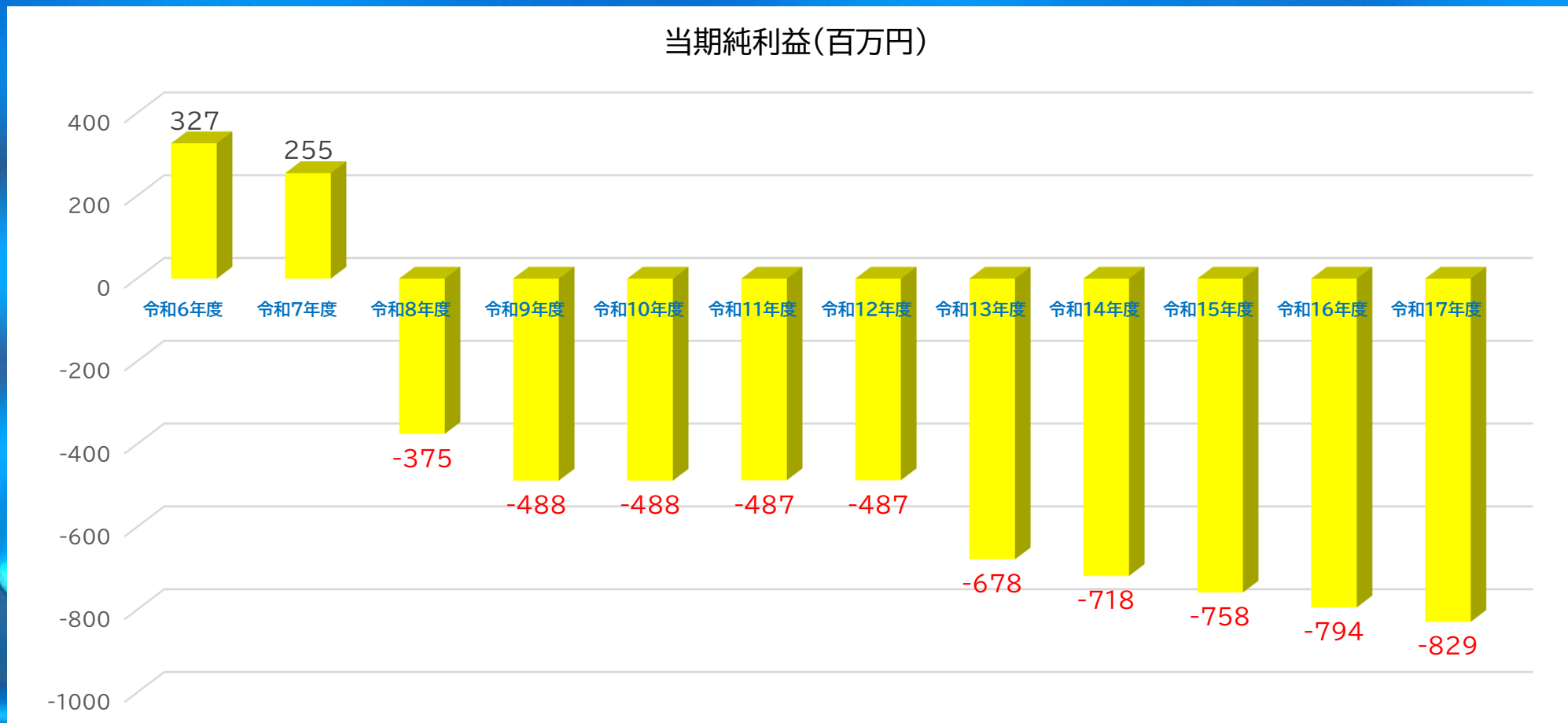
- ・健康診断にお金がかかるが…
- ・健康診断を受けたら安心できる
- ・異常が発見されても早期対応できる



- ・何もないとお金がかからないが…
- ・手術に多額の費用がかかる
- ・手術・治療中は不便



下水道使用料の見直しを行わず、公費は繰出基準満額を下水道事業に繰り入れた場合の下水道事業会計の経営状況の分析結果



令和8年度以降毎年3億7,500万円から8億2,900万円ほどの純損失で経営していくことになり、下水道事業の経営破綻を免れるためには繰出基準外の公費負担をし続けることとなります。

3.使用料見直し検討の過程・結果

【適切な料金水準を設定するにあたっての前提条件】

◆『**市民の生活を物価高から守る**』という市長の優先政策をできる限り最大限尊重する。

→下水道事業は事業の性質上固定費の割合が高いこと、昨今の市民の環境配慮意識の向上及び風呂・キッチン・洗濯・トイレ等の節水機能の進歩で節水が進んでいること、等の理由で一般家庭の多くが1か月30m³以下の使用量となっているため、固定費に係る基本料金は確保しつつ、30m³以下の使用者の負担を少しでも抑えて、減免の対象とならない**中間層へも配慮したシミュレーション**とする。

◆全項目一律での見直しが、最も公平な方法で単純明快、市民にもわかりやすい。

◆一般会計からの繰入金は総務省の繰出基準内とし、類似団体(30自治体)の令和5年度の平均(地方公営企業年鑑のデータを活用した指標による評価)である污水に係る事業費全体の9%程度(7億9,000万円)とする。

(最大はR12:污水事業費47億9,480万円×9%÷4億3,153万円+雨水3億5,943万円=7億9,096万円)

◆5年未満の段階的な見直しは、その都度システム改修に事務費用(数千万円単位)がかかることになり、また、見直しのたびに使用者に混乱が生じるので望ましくない。多摩地域の自治体も同じ対応とする予定の自治体がほとんど。

●公衆浴場にとって下水道使用料(浴場污水)は必要経費の一部であり、その引き上げは事業運営に大きく影響を及ぼします。一方、公衆浴場の入浴料金は物価統制令に基づき都道府県知事が上限額を定めています。また、公衆浴場は住民の生活や健康増進に欠かせない施設であるため、下水道使用料(浴場污水)は現状のまま据え置きます。

料金改定率(増加率)についての検討過程・検討結果(概要)

【結論】

下水道使用料を平均約25%(25.64%)増額

【理由】

- 「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」より、市の下水道使用料のボリュームゾーンである2,000円以上10,000円未満(月額)の改定増減額は現行額の1.3倍までに抑えつつ経費回収率が100%超となるように、令和9年度(2027年度)と令和13年度(2031年度)に段階的に使用料見直しを行い、経営戦略期間中の10年間は当期純利益が黒字となるシミュレーション。
- 基準外繰入(本来は使用料収入で賄うべき費用を下水道事業を継続するためにやむなく公費(市の税金等)を不足分に充てる)が必要なく、使用料収入が増えた分だけ市民の皆様から納めていただいた税金を下水道事業以外の分野(物価高騰対策、社会保障、福祉・健康、教育、環境、防災、道路やまちづくり)に投入することができ、下水道事業以外の分野における市の環境充実に寄与することができる。また、地方財政法で定める独立採算制が維持される。
- 一般会計からの繰入金が類似団体平均の繰入金比率(汚水に係る事業費全体の9.0%程度(7億9,000万円))で今後10年間経営できる。

- 都の負担金増額分を除くと11.67%で、過去4回(平成4年度、平成8年度、平成12年度、平成16年度のそれぞれ平均改定率である12.1%、14.4%、12.9%、6.36%…平成16年度は23区及び南多摩5市で金額を統一させるための改定だったため特殊なケース)と比較しても極端な増額とはならない。
- 国が示す最低限の使用料単価の150円/m³ (税抜)より、令和6年度決算の使用料単価117.8円/m³に1.2564(25.64%増)を乗じると117.8円×1.2564≒148.00円となり、国が示す使用料単価に近い額となり、地方交付税措置に準じた使用料設定となる。

【主な特徴】

- 経費回収率100%超となるため、国からの指導や補助金の削減を受けることがない。
- 激変緩和措置をとっており、水再生センターの汚水処理費用である流域下水道維持管理負担金の見直しがある5年後に再び使用料増額改定(10.14%増)を行う必要があるというシミュレーション結果となっているので、その点も合わせて周知しておく必要がある。
- 5年後の見直しは増額改定ありきではなく、できる限り市民生活への影響を最小限度とするように市には継続的な経営努力が求められる。

4.市民の皆様から意見・助言いただきたい内容

令和8年度から令和17年度の10年を計画期間とする
「日野市下水道事業経営戦略」において、激変緩和措置をとって
下水道使用料を平均改定率約25%引き上げる際の料金体系のあり方

事務局にて複数のパターンを検討しました

各案について市民等みなさまのご意見・ご助言をいただきたいものです。

――

今回の下水道使用料の見直しの主な目的のうち

「汚水処分費用（流域下水道維持管理負担金）」への対応としては、**排水量に応じて負担してもらうべきで、従量料金の引き上げにより排水量に応じて使用者が応分負担する。**

「自然災害対策・大規模事故を未然に防ぐ対策（予防保全）として、耐用期間の迫る下水道施設を計画的に更新する下水道施設管理体制の維持」への対応としては、**排水量に関係ない固定費となるため基本使用料で負担することが望ましい。**

使用料見直し後の試算

- 一般家庭において下水道使用料は、水の使用量を排水量とみなして水道使用料と合わせて請求し、下水道事業者(市)に支払っていただいています。
- 令和2年度東京都生活用水実態調査より、1か月あたりの水の使用量が、単身世帯(8m³・2か月で16m³)、2人世帯(15m³・2か月で30m³)、3人世帯(20m³・2か月で40m³)、4人世帯(23m³・2か月で46m³)、5人世帯(28m³・2か月で56m³)という結果が出ているため、試算にあたってはこのデータを利用いたします。
- 改定率に関しては原則的には下水道法の規定により全項目一律での見直しをベースとしますが、下水道事業は事業の性質上固定費の割合が高いこと、昨今の市民の環境配慮意識の向上及び風呂・キッチン・洗濯・トイレ等の節水機能の進歩で節水が進んでいること、等の理由で一般家庭の多くが1か月30m³以下の使用量となっているため、固定費に係る基本料金は確保しつつ、30m³以下の使用者の負担を少しでも抑えて、減免の対象とならない中間層へも配慮したシミュレーションとしています。

【参考】近隣自治体との比較

令和5年12月議会

- ・ 羽村市(平均25.58%増額改定)

令和7年9月議会

- ・ あきる野市(平均28.50%増額改定)

令和7年12月議会

- ・ 立川市(平均12.10%増額改定)
- ・ 府中市(平均19.60%増額改定)
- ・ 調布市(平均38.40%増額改定)

令和8年3月議会

- ・ 小金井市(平均20.70%増額改定)

令和8年3月24日より実施している市民意見募集の資料より

- ・ 町田市(平均35.00%増額改定)

パターン1～3のまとめ

	考え方	メリット	デメリット
パターン1	・ 現行の料金体系をベース ・ 中間層に多い単身・2人世帯の負担軽減を図る 基本料金:従量料金=30:70	・ 現行の料金体系と同じ程度の公平性と安定性 ・ 中間層の負担軽減	・ 排水量の多い使用者の負担が相対的に大きくなる ・ 従量料金は基本料金より変動が激しく、健全経営の維持への影響が大きい
パターン2	・ 基本料金の改定率を高め に設定 基本料金:従量料金=32:68	・ 固定費が多くを占める下水道事業の安定的な経営につながる	・ 単身・2人世帯の負担が相対的に大きくなる ・ 単身世帯の改定率は30%を超える
パターン3	・ 近隣自治体の動向に準拠する(近年のトレンドは人口減少に備えて基本使用料を大幅に引き上げて安定的な経営を実現) 基本料金:従量料金=35:65	・ 基本料金の改定率を引き上げるため、使用料収入が安定し、下水道事業の健全経営への寄与が大きい	・ 単身・2人世帯の負担がパターン2以上に大きくなる ・ 単身世帯の改定率が40%を超える

近隣自治体が想定以上にメリハリのある改定をしているため急きょ追加

パターン1を事務局案とする理由

- 今回の見直しにおいては、東京都の維持管理負担金の増額への対応が大きな要因であるため、基本料金だけでなく従量料金も引き上げて応分負担するシミュレーションとすることが公平である。
- 下水道事業は使用者の排水量が多いか少ないにかかわらず、膨大な距離におよぶ下水道管の維持管理が必要となる。結果として**固定費の割合が大きい事業**となり計画的な維持管理を行うためには、**基本料金の引き上げによる経営の安定の確保**は望ましいもので、かつ、近隣自治体の改定率や金額に合わせる方が下水道事業者としては市民に説明はしやすいが、**市民の皆様の生活支援・安心して暮らしていける環境づくりに重点を置いた。**
- 『**市民の生活を物価高から守る**』という市長の優先政策を尊重する。**低所得者は減免により対応できるが、同時に中間層への生活の下支えも必要となるため、中間層の多い単身世帯及び2人世帯の負担が軽減できる**パターンを採用した。
- 「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」を参考に、ボリュームゾーンである一般家庭において**下水道使用料が現行の30%を超過する改定率での使用料引き上げは行わない**方針とした。
- 将来的には、基本料金：従量料金＝35：65とすることを一つの目安と考える。

パターン1

汚水の種別	汚水量	使用料	現行	改定後	改定率
一般汚水	8立方メートル以下の分		560円	710円	26.79%
	8立方メートルを超え20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	110円	135円	22.73%
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	140円	175円	25.00%
	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	170円	215円	26.47%
	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	200円	255円	27.50%
	100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	230円	295円	28.26%
	200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	270円	345円	27.78%
	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	310円	395円	27.42%
	1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき	345円	440円	27.54%

パターン2

汚水の種別	汚水量	使用料	現行	改定後	改定率
一般汚水	8立方メートル以下の分		560円	750円	33.93%
	8立方メートルを超え20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	110円	130円	18.18%
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	140円	170円	21.43%
	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	170円	210円	23.53%
	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	200円	250円	25.00%
	100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	230円	290円	26.09%
	200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	270円	340円	25.93%
	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	310円	390円	25.81%
	1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき	345円	440円	27.54%

パターン3

汚水の種別	汚水量	使用料	現行	改定後	改定率
一般汚水	8立方メートル以下の分		560円	800円	42.86%
	8立方メートルを超え20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	110円	125円	13.64%
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	140円	165円	17.86%
	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	170円	205円	20.59%
	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	200円	245円	22.50%
	100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	230円	285円	23.91%
	200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	270円	335円	24.07%
	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき	310円	385円	24.19%
	1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき	345円	430円	24.64%

下水道使用料の見直しパターン1【(補正)25.48%増】(税抜き額)

区分	単価(現行)	単価(改定案)	増加額
2か月で16m ³ まで	基本料金のみ1,120円	基本料金のみ1,420円	300円増
16m ³ を超え40m ³ まで	1m ³ 増えるごとに110円増	1m ³ 増えるごとに135円増	25円増
40m ³ を超え60m ³ まで	1m ³ 増えるごとに140円増	1m ³ 増えるごとに175円増	35円増
60m ³ を超え100m ³ まで	1m ³ 増えるごとに170円増	1m ³ 増えるごとに215円増	45円増
100m ³ を超え200m ³ まで	1m ³ 増えるごとに200円増	1m ³ 増えるごとに255円増	55円増
200m ³ を超え400m ³ まで	1m ³ 増えるごとに230円増	1m ³ 増えるごとに295円増	65円増
400m ³ を超え1,000m ³ まで	1m ³ 増えるごとに270円増	1m ³ 増えるごとに345円増	75円増
1,000m ³ を超え2,000m ³ まで	1m ³ 増えるごとに310円増	1m ³ 増えるごとに395円増	85円増
2,000m ³ を超える分	1m ³ 増えるごとに345円増	1m ³ 増えるごとに440円増	95円増

下水道使用料は2か月分をまとめて請求させていただいておりますので、2か月分で説明しています。

【パターン1】(補正後)25.48%増(税込み)

	現状 (2か月分) (A)	改正案後 (2か月分) (B)	増額幅 (2か月分) (B-A)	改定率 (B/A)
【単身世帯】 2か月で16m ³ (基本料金のみ)	1,232円	1,562円	330円 (1か月165円) (1日5.4円)	26.79%
【2人世帯】 2か月で30m ³	2,926円	3,641円	715円 (1か月357.5円) (1日11.8円)	24.44%
【3人世帯】 2か月で40m ³	4,136円	5,126円	990円 (1か月495円) (1日16.3円)	23.94%
【4人世帯】 2か月で46m ³	5,060円	6,281円	1,221円 (1か月610.5円) (1日20.1円)	24.13%
【5人世帯】 2か月で56m ³	6,600円	8,206円	1,606円 (1か月808円) (1日26.4円)	24.33%

下水道使用料の見直しパターン2【(補正)25.43%増】(税抜き額)

区分	単価(現行)	単価(改定案)	増加額
2か月で16m ³ まで	基本料金のみ1,120円	基本料金のみ1,500円	380円増
16m ³ を超え40m ³ まで	1m ³ 増えるごとに110円増	1m ³ 増えるごとに130円増	20円増
40m ³ を超え60m ³ まで	1m ³ 増えるごとに140円増	1m ³ 増えるごとに170円増	30円増
60m ³ を超え100m ³ まで	1m ³ 増えるごとに170円増	1m ³ 増えるごとに210円増	40円増
100m ³ を超え200m ³ まで	1m ³ 増えるごとに200円増	1m ³ 増えるごとに250円増	50円増
200m ³ を超え400m ³ まで	1m ³ 増えるごとに230円増	1m ³ 増えるごとに290円増	60円増
400m ³ を超え1,000m ³ まで	1m ³ 増えるごとに270円増	1m ³ 増えるごとに340円増	70円増
1,000m ³ を超え2,000m ³ まで	1m ³ 増えるごとに310円増	1m ³ 増えるごとに390円増	80円増
2,000m ³ を超える分	1m ³ 増えるごとに345円増	1m ³ 増えるごとに440円増	95円増

下水道使用料は2か月分をまとめて請求させていただいておりますので、2か月分で説明しています。

【パターン2】(補正後)25.43%増(税込み)

	現状 (2か月分) (A)	改正案後 (2か月分) (B)	増額幅 (2か月分) (B-A)	改定率 (B/A)
【単身世帯】 2か月で16m ³ (基本料金のみ)	1,232円	1,650円	418円 (1か月209円) (1日6.9円)	33.93%
【2人世帯】 2か月で30m ³	2,926円	3,652円	726円 (1か月363円) (1日11.9円)	24.81%
【3人世帯】 2か月で40m ³	4,136円	5,082円	946円 (1か月473円) (1日15.6円)	22.87%
【4人世帯】 2か月で46m ³	5,060円	6,204円	1,144円 (1か月572円) (1日18.8円)	22.61%
【5人世帯】 2か月で56m ³	6,600円	8,074円	1,474円 (1か月737円) (1日24.2円)	22.33%

下水道使用料の見直しパターン3【(補正)25.69%増】(税抜き額)

区分	単価(現行)	単価(改定案)	増加額
2か月で16m ³ まで	基本料金のみ1,120円	基本料金のみ1,600円	480円増
16m ³ を超え40m ³ まで	1m ³ 増えるごとに110円増	1m ³ 増えるごとに125円増	15円増
40m ³ を超え60m ³ まで	1m ³ 増えるごとに140円増	1m ³ 増えるごとに165円増	25円増
60m ³ を超え100m ³ まで	1m ³ 増えるごとに170円増	1m ³ 増えるごとに205円増	35円増
100m ³ を超え200m ³ まで	1m ³ 増えるごとに200円増	1m ³ 増えるごとに245円増	45円増
200m ³ を超え400m ³ まで	1m ³ 増えるごとに230円増	1m ³ 増えるごとに285円増	55円増
400m ³ を超え1,000m ³ まで	1m ³ 増えるごとに270円増	1m ³ 増えるごとに335円増	65円増
1,000m ³ を超え2,000m ³ まで	1m ³ 増えるごとに310円増	1m ³ 増えるごとに385円増	75円増
2,000m ³ を超える分	1m ³ 増えるごとに345円増	1m ³ 増えるごとに430円増	85円増

下水道使用料は2か月分をまとめて請求させていただいておりますので、2か月分で説明しています。

【パターン3】(補正後)25.69%増(税込み)

	現状 (2か月分) (A)	改正案後 (2か月分) (B)	増額幅 (2か月分) (B-A)	改定率 (B/A)
【単身世帯】 2か月で16m ³ (基本料金のみ)	1,232円	1,760円	528円 (1か月264円) (1日8.7円)	42.86%
【2人世帯】 2か月で30m ³	2,926円	3,685円	759円 (1か月379.5円) (1日12.5円)	25.94%
【3人世帯】 2か月で40m ³	4,136円	5,060円	924円 (1か月462円) (1日15.2円)	22.34%
【4人世帯】 2か月で46m ³	5,060円	6,149円	1,089円 (1か月544.5円) (1日17.9円)	21.52%
【5人世帯】 2か月で56m ³	6,600円	7,964円	1,364円 (1か月682円) (1日22.4円)	20.67%

今後の取組

- 使用者の理解が得られるよう、様々な広報媒体を活用して十分な情報提供を行うこと
- おおむね5年に1度、経営戦略の中間見直しの際に料金体系と経営状況を分析し、料金体系の見直しの必要性は常時確認すること
- 更新投資や資金収支の検証を積極的に行い、合理的で健全な事業運営を図ること
- 補助金の確保などの経営努力も継続的に行うこと

5.今後のスケジュール

- ・条例改正 令和8年(2026年)9月(市議会第3回定例会)
- ・施行日 令和9年(2027年)4月
- ・料金への反映 令和9年(2027年)4月以降の初回検針分から反映(予定)

使用期間が改定日を跨ぐ場合には、令和9年3月31日までは旧料金、令和9年4月1日からは新料金の日割計算になります。

具体的な計算方法は、対象期間のうち旧料金期間が50日、新料金期間が10日とすると、まず新旧料金で60日(2ヶ月)分を各々計算したうえで、旧料金×50日/60日と新料金×10日/60日を合算することになります。

6.よくある質問

引き上げの理由・背景

質問	回答
なぜ今下水道使用料を引き上げる必要があるのか。	人口減少による使用料収入の減少、資材価格や人件費の高騰(公共工事の労務単価は14年連続値上げ)による費用負担の増加、東京都の汚水処理費用の大幅引き上げ(約40%増)による負担金支払額の増加、浸水対策・震災対策・管の老朽化対策などの予防保全による安全なまちづくりの実現、といった理由によるものです。
今までは下水道使用料を据え置いていたのに、なんでこの物価高騰のタイミングで引き上げるのか。	令和3年策定の日野市下水道事業経営戦略において、令和7年度と令和10年度にそれぞれ5%程度下水道使用料を引き上げる財政シミュレーションで事業経営に取り組んでいました。 令和7年の引き上げは経営努力により回避しましたが、令和7年度に経営戦略の中間評価及び見直しを行ったところ、現状の下水道使用料を維持したままでは、令和8年度より継続して下水道使用料では下水道事業にかかる経費を賄えていない「経費回収率100%未満」の状態が続く赤字経営となり、持続可能な経営は困難との分析に至ったためです。 また、赤字経営が継続し改善計画もないままでは、国や都の補助金交付の要件を満たせず下水道事業を継続するための市民の負担がさらに増えることになるため下水道使用料を見直すこととしたものです。
支出の増加への対応として下水道使用料の引き上げ以外の方法ないのか。一般会計からの繰入金(税金)で対応できないのか。	下水道使用料の引き上げ以外では経費回収率100%未満の赤字経営を是正できないため、必要最小限度の使用料の引き上げを行うものです。 市では経費削減努力を継続してまいりますが、一般会計からの繰入金額は総務省の繰出基準に基づく適正な額であり、基準外の繰入を行うと市の重要施策の実施に影響してしまうため、受益者負担の考えに基づいて利用者に対して利用に応じた一定の負担をお願いするものです。
東京都の税収を活用して流域下水道事業の赤字に対する費用補填はできないのか。	東京都によりますと、流域下水道事業は、地方公営企業として独立採算のもと、受益者負担を原則として経営しており、その維持管理に要する経費については、受益者である市町村からの収入を充てて経営を行うこととしているとのことです。(令和7年10月29日・令和6年度東京都議会・公益企業会計決算特別委員会・分科会質疑より)

使用料の算出根拠

質問	回答
使用料はどのように算定しているのか。改定率は妥当なのか。	公益社団法人日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」に準拠して定型的な基準で算出しており、かつ下水道事業経営の専門コンサルによる定型的な分析に基づく試算となりますので、客観的な基準による結果となります。
多摩地域の他の自治体と比べて下水道使用料が高いのではないのか。	下水道の処理方法には合流式と分流式があり、合流式は汚水と呼ばれる生活排水と雨水を同じ下水道管に流す方式、分流式は汚水と雨水を別々の下水道管に流す方式です。日野市は分流式を採用しています。合流式は1本の下水道管を整備すればよいので早期かつ安価に整備が可能で、近隣だと立川市、府中市、調布市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市で主に採用されています。合流式の場合、豪雨の際は市街地を浸水から守るため、汚水が混じった下水が河川等へ放流されます。分流式についてはそういったことはありませんが、2本の下水道管を整備するため合流式と比較して整備に時間を要するとともに事業費も高くなります。そのため、合流式の自治体との比較において、整備に係る費用を賄うための使用料が高くなりますが、環境負荷軽減の観点から致し方ない面はあります。また日野市は、公共下水道の未普及地域を抱えることもあり、今後整備に必要な費用が多摩地域の分流式の自治体と比較しても高い方になるため、今後使用料が抑えられるように経営努力を図ってまいります。
見直しをした場合、近隣自治体と比較した料金体系はどのようなになるのか。	見直しにあたっては近隣自治体の状況も考慮しており、突出して高額になることはありません。国の基準である1か月20m ³ の排水をする平均的な世帯で比較すると、分流式の自治体で東京都の維持管理負担金が増額されたことを受けて、令和8年4月より下水道使用料の見直しを行っているあきる野市の月額使用料は2,586円であり、当市の見直し後の新料金は2,563円となる見込みです。

引き上げの幅・影響

質問	回答
今回の見直しで平均的な家庭の負担はどの程度増えるのか。	国の基準である1か月20m ³ の排水をする平均的な世帯で月額495円の増加となります。年間では5,940円の負担増です。これは、現在の月額使用料2,068円の約24%の引き上げに相当します。
日常生活に困難を抱える人や世帯への影響をどのように考えているのか。	市では生活保護受給者や児童扶養手当受給者など、経済的困難を抱える個人や家庭に加えて、被災された方、社会福祉施設、病院、生活関連業種を対象に減免措置を実施し、市民生活の下支えに努めています。 今回、その範囲をさらに広げることや補助金による実質的な軽減の実施は、下水道法に基づく受益者の公平性を確保する観点から、他の利用者に費用負担が転嫁することにもなるため下水道使用料の制度による支援は困難ですが、経営効率化により、将来的な料金上昇を抑制するよう努めてまいります。
水道使用料も引き上げされるのか。	今回の下水道使用料の見直しに伴っての水道使用料の引き上げはありません。

公平性・負担のあり方

質問	回答
市民はすでに市民税を払って費用負担をしているのだから、使用料の引き上げは二重取りとなるのでは。	汚水の処理は地方財政法により独立採算制となっており、原則汚水の処理に公費(市の税収等)を充てることはできず、下水道利用者が支払う使用料で経営しなければなりません。ただし、雨水排水については全額公費で費用負担となります。また日野市の場合は市内全域で分流式を採用しているため、総務省の繰出基準に基づき、汚水排水に係る費用の一部を一般財源(税金等)からの繰入金で補填しています。
一般企業では徹底したコスト削減を行ったうえで、最終的に価格転嫁を行うものだが、経費削減に向けた努力は。	雨水侵入水対策による有収率の向上や未接続世帯への公共下水道接続の促進、財政計画に基づく計画的な企業債の償還(前回的大幅な改定時(平成16年度)の企業債残高362億から令和7年度は114億円まで縮小)、起債の借り換え(償還期間の延長など)による企業債の償還(高利なものからの切り替え、期間延長による将来への公平な負担)、下水道事業の広域化や民間委託の検討、職員削減(平成16年度と比較して下水道担当職員数は8人削減の令和8年4月現在10人)、令和2年度からの公営企業会計の導入による経営の見える化、経営戦略の策定及びそれに基づく計画的な経営の実施などに取り組んでいます。公営企業は収益が期待できない公共サービスを提供する企業となりますので、収益の柱となる下水道使用料の適正な設定へのご理解をお願いいたします。

周知方法

質問	回答
下水道使用料の見直しに関する市民への周知方法は。	市民への周知方法として、広報ひの、市ホームページ、市公式LINEなどのほか、検針票、東京都水道局アプリでの周知も予定しています。一般的な家庭を例に挙げて、生活への影響(例:月495円の引き上げ)を示すことを予定しているほか、他自治体の事例を参考にわかりやすいものを提供していきたいと考えています。 また、市民の皆様のご不安を受け止め、状況を分かりやすく説明し、適切な下水道事業経営を心がけてまいります。

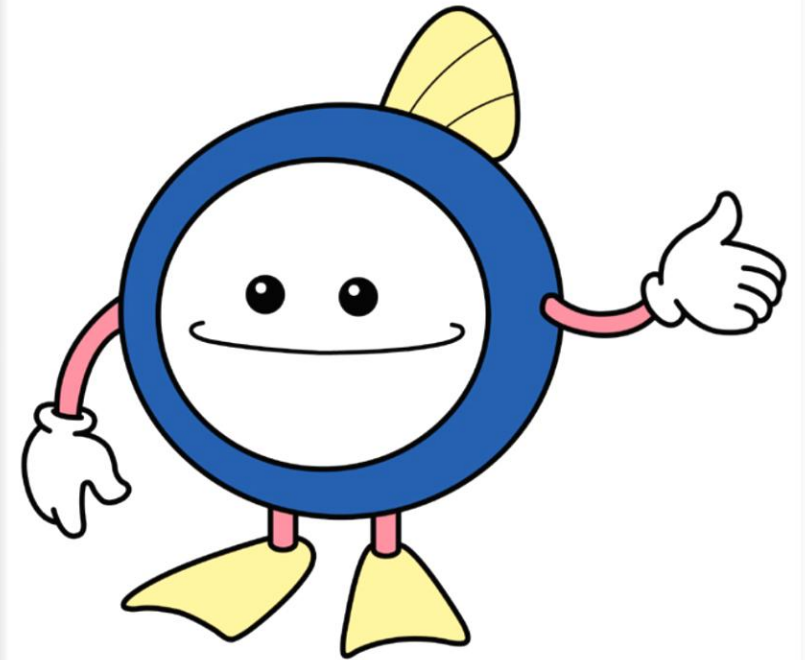
今後の見通し

質問	回答
中長期的な経営戦略は。	市では、第2次日野市下水道プラン及び下水道事業関係計画と連動した下水道経営戦略を策定し、震災対策や浸水対策の充実を図った上で財政的に持続可能な健全運営を行っていくものです。令和9年度からの下水道使用料の見直しにより、下水道施設の更新も既存計画に沿って実行できる見込みとなります。長期的には令和12年度に予定している第3次日野市下水道プランや日野市下水道事業経営戦略の見直しで新たな方向性を示していく予定となります。
今後何年間は料金を据え置ける見込みか。	令和8年3月策定の経営戦略の収支予測では、少なくとも5年間は安定的に運営可能と見込んでいます。ただし、令和8年3月からの原油価格の急騰など社会情勢は日々変化しているため、毎年度の経営状況を注視し、5年ごとの下水道事業経営戦略の見直しに合わせて下水道使用料の見直しを行います。
今後も継続的に引き上げが必要になるのか。	今後の人口減少や下水道管の老朽化状況により変動しますが、効率化や経費削減を進め、下水道使用料の引き上げを最小限に抑える努力を続けてまいります。令和11年度と12年度に適正な使用料について改めて検証し、必要に応じて最小限の下水道使用料の見直しを行います。

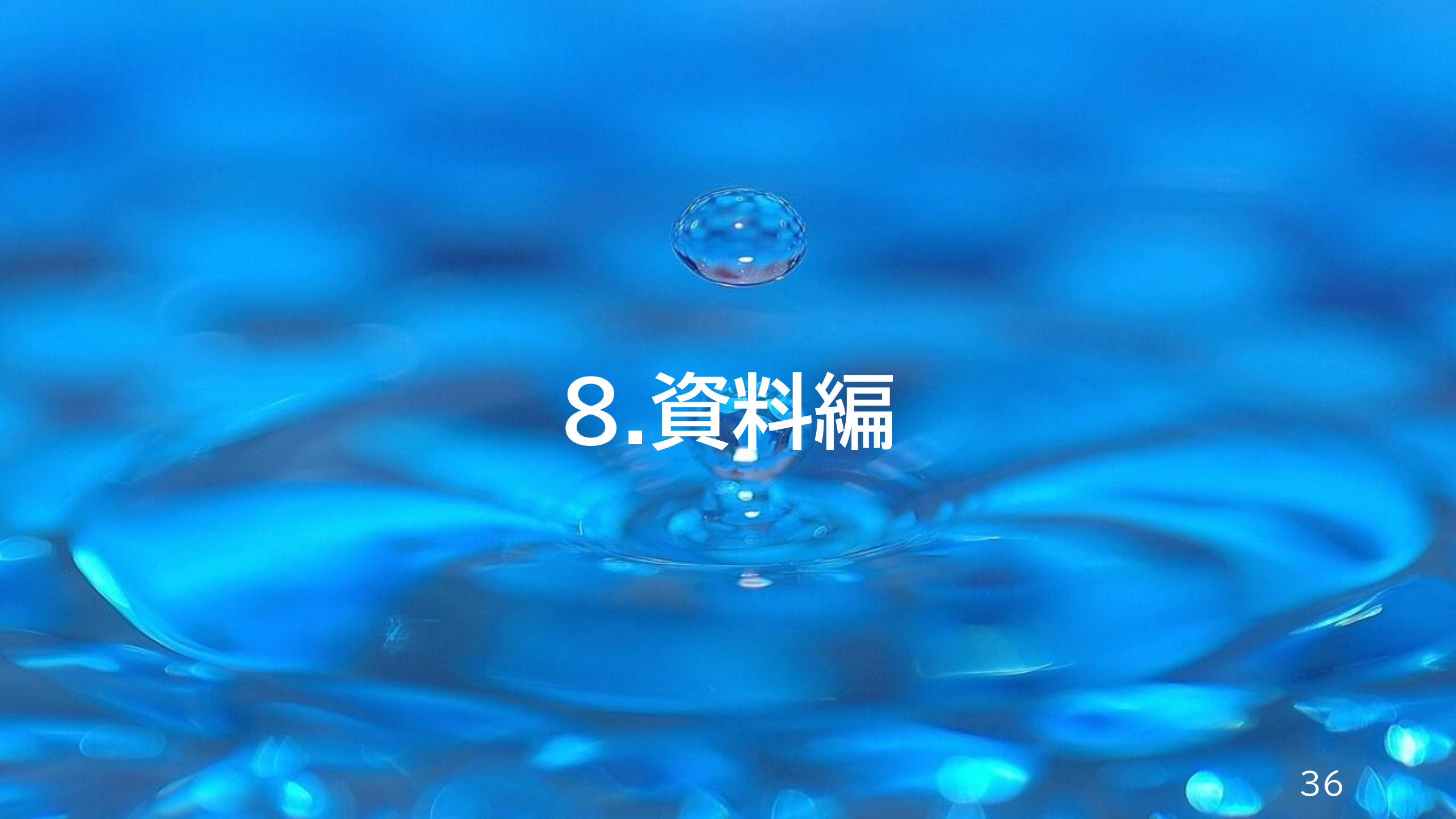
7.終わりに

皆様の負担を最小限に抑えた見直しを目指しています。

公共下水道は“使えるのが当たり前”という現状を“みらいの日野のまち”に引き継いでいけるよう、今後も下水道事業の持続可能な運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

A blue background with a water droplet and ripples. A single water droplet is suspended in the air above a pool of water, creating concentric ripples. The entire scene is bathed in a deep blue light, with highlights on the water's surface and the droplet.

8.資料編

【資料1】下水道使用料関係法規(抜粋)

(1)地方公営企業法

(経営の基本原則)

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(2)地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

【資料2】下水道使用料対象経費の考え方

収益的収支の支出
(汚水の処理に係る経費)

—

控除額

=

下水道使用料対象経費

この式の下水道使用料対象経費の下水道使用料収入が確保できていない
(=下水道使用料収入が不足すると)
「赤字経営」となる

≪控除額≫

- 一般会計繰入金(総務省の通知に定められている公費で負担すべき項目に公費(市の税収等)を充てている)
- 長期前受金戻入

- 流域下水道本部への負担金の増額など労務単価・資材価格・光熱水費高騰により汚水処理に係る経費が増加
- 市区町村による一般会計繰入金(市からみると一般会計からの繰出金)の厳格な運用

⇒ 下水道使用料対象経費が増加

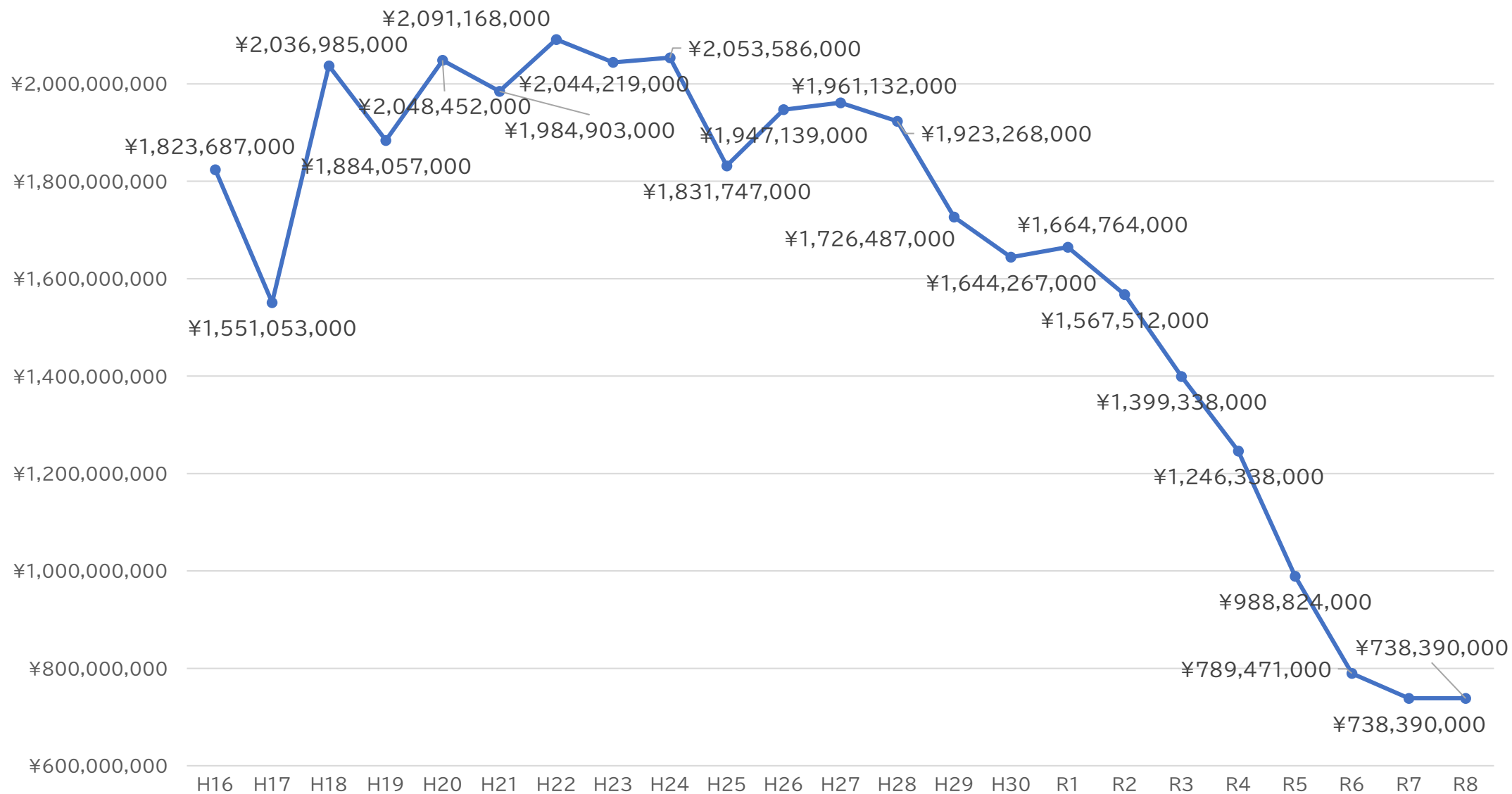
【資料3】既に市が行っている生活に困難を抱えている人や事業者への対応策

市の規則で以下の対象者については減免を行い、生活に困難を抱えている個人・家庭や市民の生活に密接に関わっている事業者への下支えは行っている。

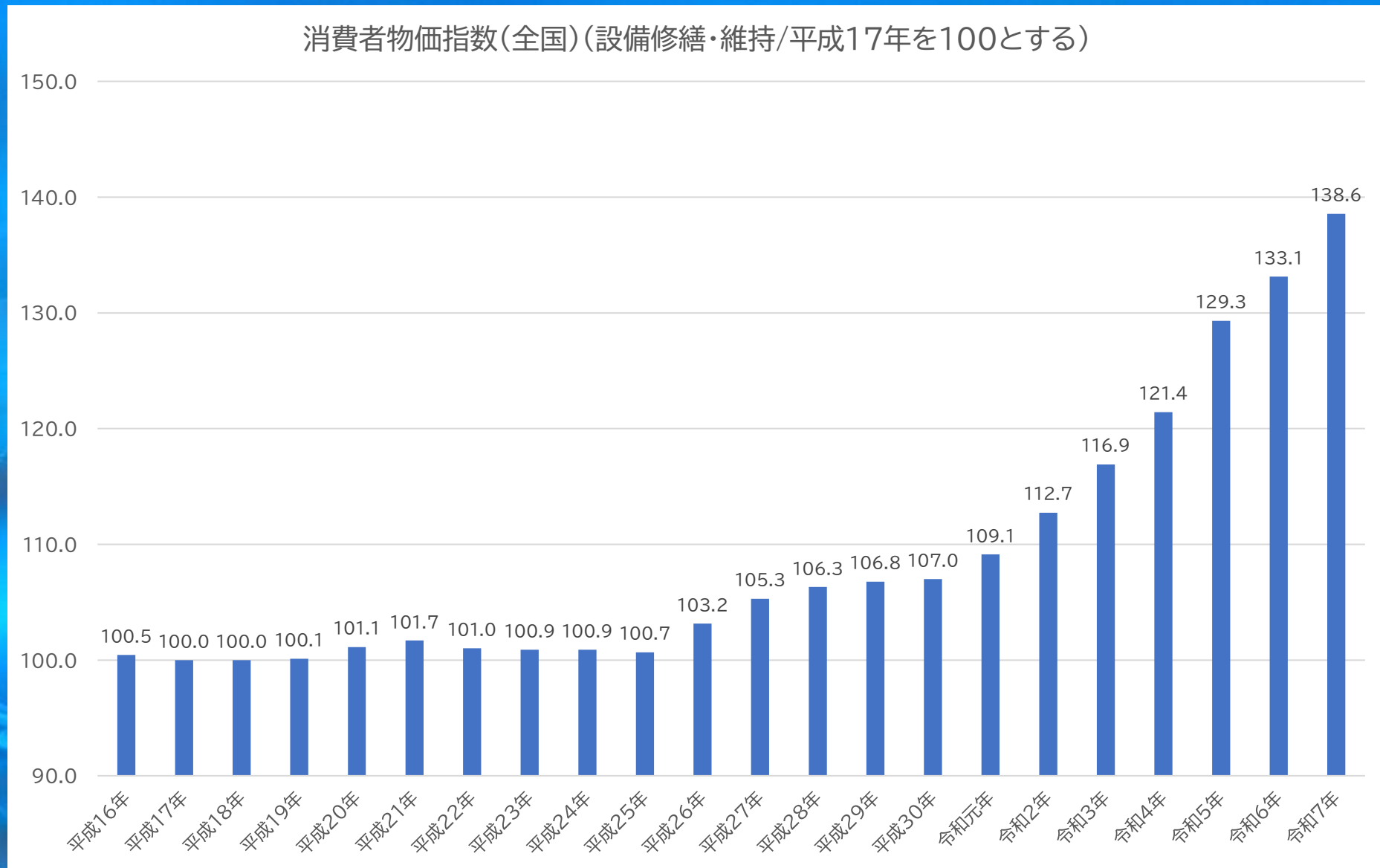
- ・ 生活保護受給者(=2か月で使用料16㎡までは減免)
- ・ 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者(=2か月で使用料16㎡までは減免)
- ・ 旧母子福祉又は旧準母子福祉年金の受給権を有する者で、遺族基礎年金の支給を受ける者(=2か月で使用料16㎡までは減免)
- ・ 公衆浴場営業(=2か月で使用料16㎡までは減免)
- ・ 医療施設(ベッド数20以上)(=5,000㎡までは10%減免)
- ・ 社会福祉施設(=20%減免)
- ・ 化製場及び染革業(=1月につき排出量200立方メートルを超え10,000立方メートル以下の分に相当する使用料の50パーセントに相当する額及び1月につき排出量10,000立方メートルを超える分に相当する使用料の30パーセントに相当する額)
- ・ めっき業(=1月につき排出量100立方メートルを超える分に相当する使用料の20パーセントに相当する額)
- ・ 染色整理業(=1月につき排出量50立方メートルを超え3,000立方メートル以下の分に相当する使用料の10パーセントに相当する額)
- ・ 大正5年4月1日以前に生まれた者で老齢福祉年金を受給している者(=2か月で使用料16㎡までは減免)
- ・ 特定非営利活動法人のうち、福祉の増進を図る活動を行う施設(=20%減免)
- ・ 福祉関係無認可施設(通所による作業、訓練、授産の活動を目的とするもの)(=20%減免)
- ・ 生活関連業種(具体的には以下の業種)(=1月につき排出量30立方メートルを超え200立方メートル以下の分に相当する使用料について、1立方メートルにつき5円を乗じた額)

パン製造小売業、クリーニング業、魚介類小売業、豆腐製造小売業、日本そば店、中華そば店、めん類製造業、野菜小売業、かまぼこ水産加工業、こんにゃく製造業、民生食堂・大衆食堂、食肉小売業、大衆すし店、あん類製造業、ソース製造業、つけ物製造業、そうざい製造業、つくだ煮製造業、ハム・ソーセージ製造業、水産物仲卸業、簡易宿所営業等、理容業、美容業

【資料4】一般会計からの繰入金額の経過

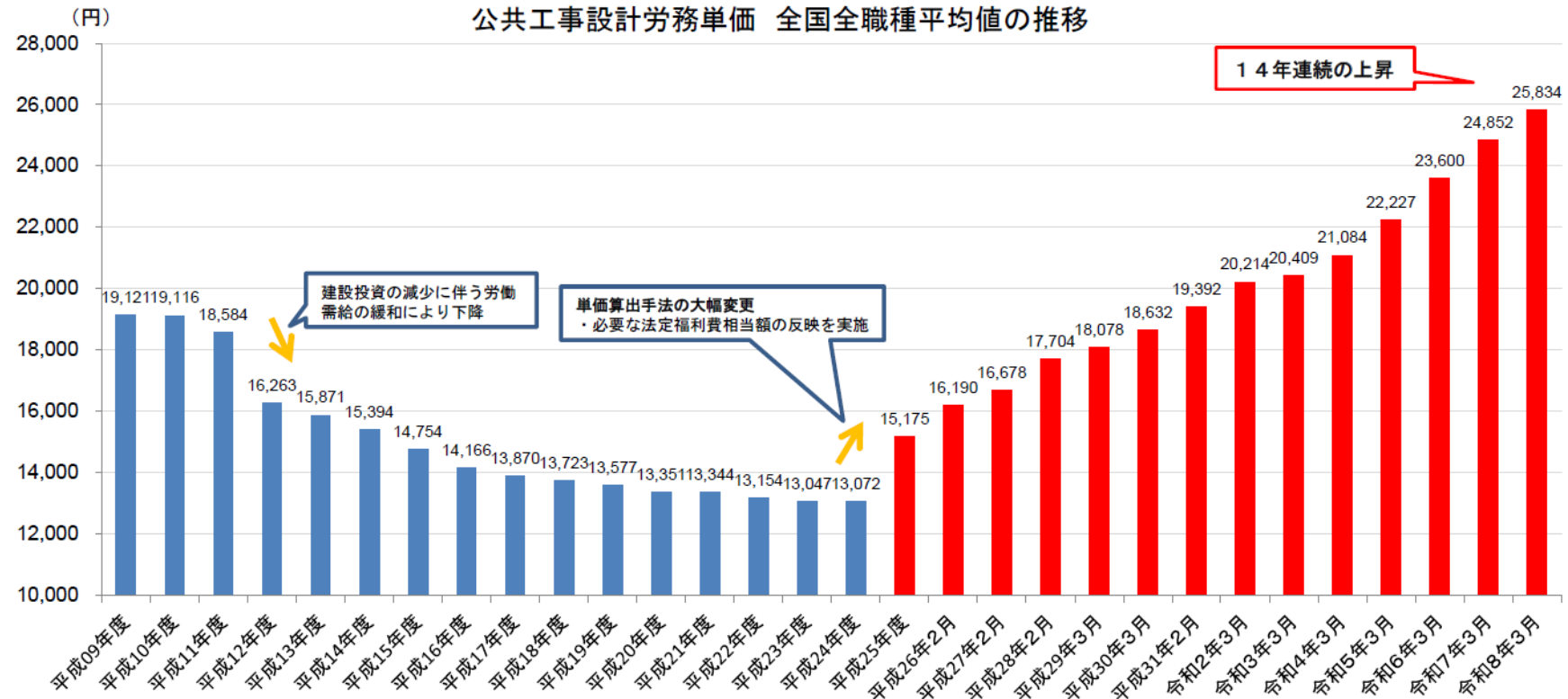


【資料5】消費者物価指数(総務省統計局)



令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料 2



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

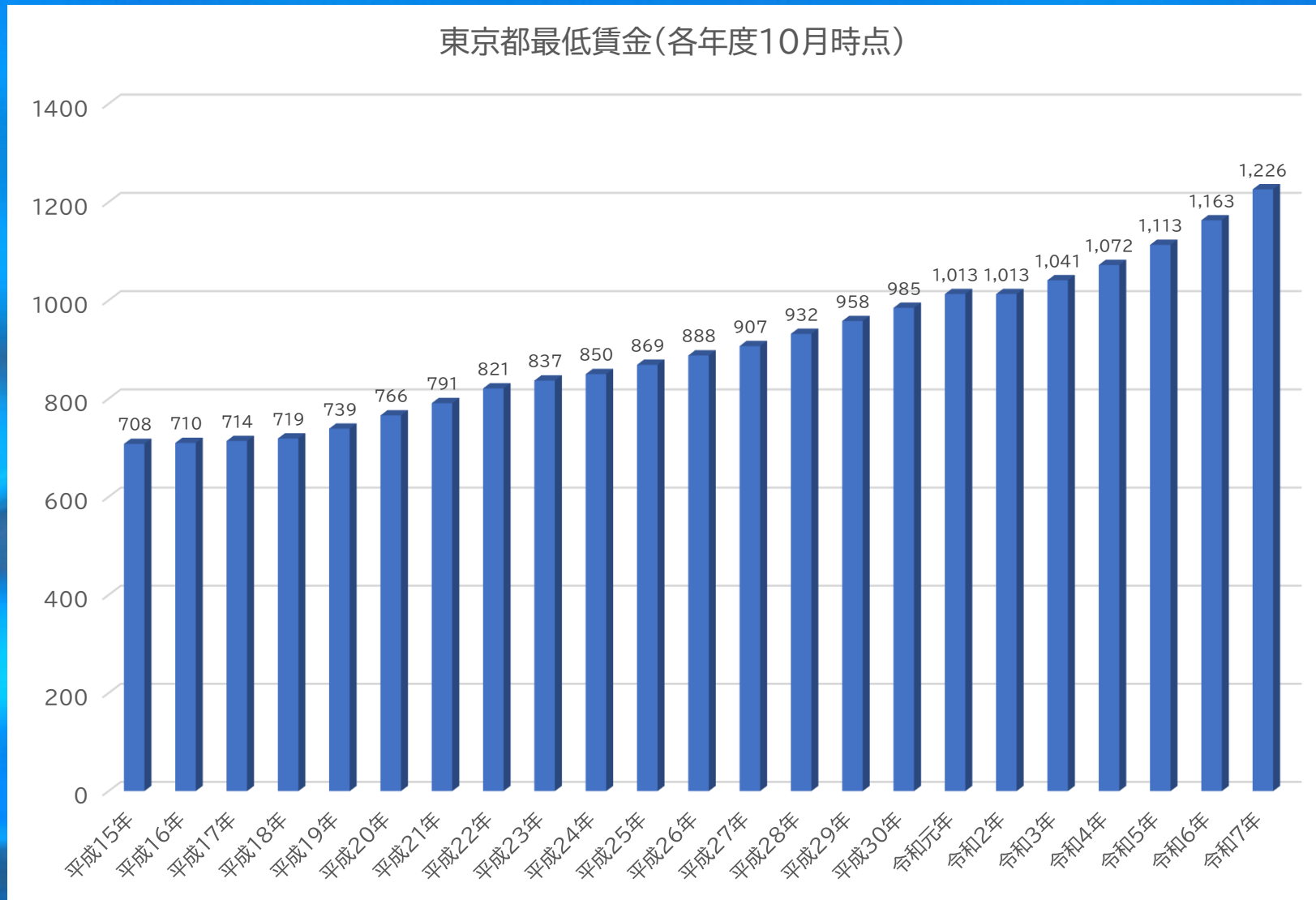
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

【資料7】厚生労働省東京労働局HP掲載データより



最低賃金:平成16年4月:708円 → 令和8年4月:1,226円(H16比518円増)

【資料8】経費回収率が100%未満の場合に国の補助金(社会資本整備総合交付金など)交付にどのような影響があるか

国の制度では、経費回収率が100%未満だから即補助金が受けられないという仕組みにはなっていません。国はロードマップ(経営戦略)に基づき収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援しており、以下のいずれかに該当する場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としていません。

- ・下水道使用料改定の必要性の検証(5年に1回以上)をしていない
- ・経費回収率向上に向けたロードマップ(10年程度の段階的な使用料適正化・経営改善の計画)を策定していない
- ・国への提出と公表

これらを満たしていないと重点配分が受けられません。

国が示す補助金交付要件を表にまとめたものが以下の通り

交付金の対象となる要件 (一つでも満たせばOK)	令和8年度における日野市の見通し (全部×だと交付金対象外)
ロードマップ(経営戦略)に定めた業績目標を達成	×(令和8年3月策定の経営戦略にある業務目標(経費回収率100%超)は達成できない見通し)
供用開始後30年未満	×(昭和33年供用開始・68年経過)
使用料単価が150円/m ³ 以上	×(令和6年度実績より117.8円/m ³)
経費回収率が80%以上	○(予算額より80.2%の見込み)
15年以内に使用料改定を行っている	×(平成16年4月に改定後22年改定を行っていない)

【参考】国交省通知(国水下事第51号令和6年4月1日) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(抜粋)

5. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

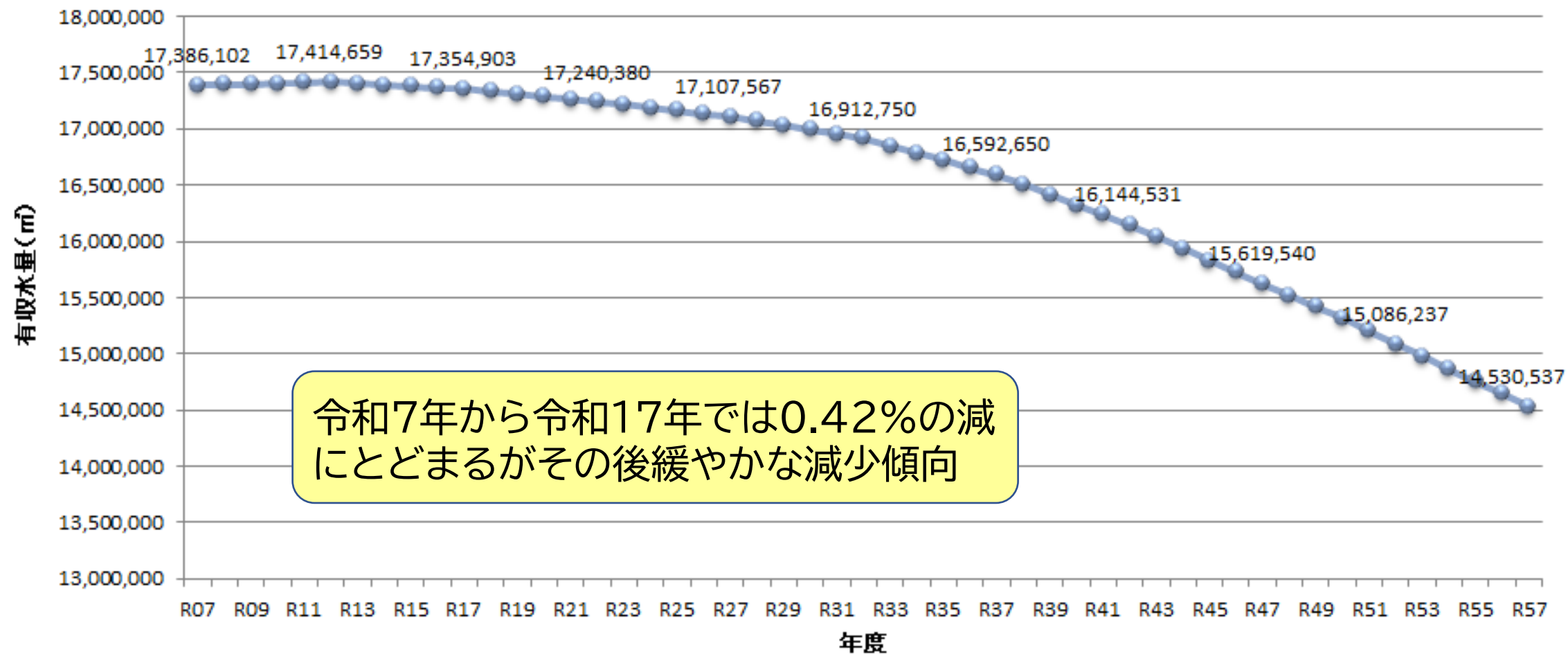
(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載)を経営戦略に記載すること。(一部省略しています)

(3) 国土交通省への報告及び公表

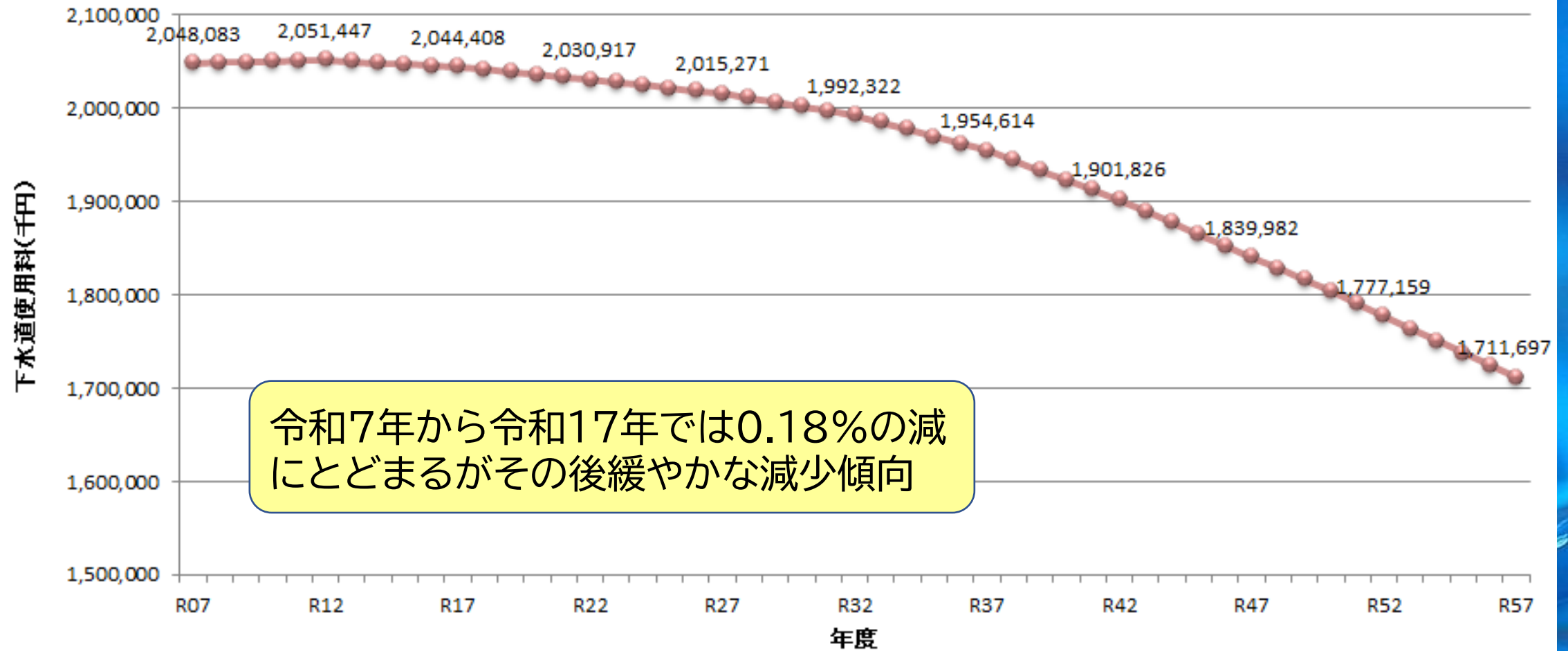
(2)に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

【資料9】将来見通し(有収水量)



有収水量＝下水道使用料徴収対象となる汚水処理水量

【資料10】将来見通し(使用料収入)



【資料11】財政計画(一般会計からの繰入金推移)

一般会計からの繰入金推移(単位:百万円・経営戦略財政計画より)

